

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 5 月 25 日（金）第3419号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により知事が定める額の一部改正（※）
（総務事務センター取扱い） 1
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める額の一部改正（※）
（総務事務センター取扱い） 2
- 歳入の徴収事務の委託（2件）
（生活・文化課取扱い） 2
- 保安林の指定予定の通知
（森づくり推進課取扱い） 3
- 保安林の指定の解除予定
（森づくり推進課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新
（障害福祉課取扱い） 3
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定
（水産振興課取扱い） 3
- 平成30年度地籍調査事業計画の公表
（農地保全課取扱い） 4
- 都市計画特別用途地区の決定に係る図書の写しの縦覧
（都市計画課取扱い） 5
- 公 告
- 落札者等の公告
（管財課取扱い） 5
- 一般競争入札公告（2件）
（農業開発総合センター取扱い） 6
- 人 事 委 員 会 規 則
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（※）
（職員課取扱い） 12
- 公 安 委 員 会 公 告
- 警備員等検定合格者審査実施公告
（生活安全企画課取扱い） 12

告 示

鹿児島県告示第595号

平成4年6月26日鹿児島県告示第1274号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により知事が定める額）の一部を次のように改正し、平成30年5月25日から施行する。

なお、改正後の告示の表20歳以上25歳未満の項及び50歳以上55歳未満の項から70歳以上の項まで（いずれも最低限度額の部分に限る。）の規定並びに同表25歳以上30歳未満の項から40歳以上45歳未満の項までの規定は、平成30年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成30年5月25日

鹿児島県知事 三反園訓

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,748円	13,284円

20歳以上25歳未満	5,377円	13,284円
25歳以上30歳未満	5,967円	14,255円
30歳以上35歳未満	6,304円	17,353円
35歳以上40歳未満	6,673円	19,286円
40歳以上45歳未満	6,926円	21,393円
45歳以上50歳未満	7,020円	23,905円
50歳以上55歳未満	6,812円	25,257円
55歳以上60歳未満	6,313円	24,859円
60歳以上65歳未満	5,142円	19,726円
65歳以上70歳未満	3,930円	15,291円
70歳以上	3,930円	13,284円

鹿児島県告示第596号

平成8年7月10日鹿児島県告示第1093号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める額）の一部を次のように改正し、平成30年5月25日から施行する。

なお、改正後の告示の規定は、平成30年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成30年5月25日

鹿児島県知事 三反園訓

表常時介護を要する状態の項中「105,130円」を「105,290円」に、「57,110円」を「57,190円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,570円」を「52,650円」に、「28,560円」を「28,600円」に改める。

鹿児島県告示第597号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成30年5月25日

鹿児島県知事 三反園訓

1 歳入の種類

鹿児島県歴史資料センター黎明館^{れい}の設置及び管理に関する条例（昭和58年鹿児島県条例第6号）別表第1に定める入館料及び同条例第6条第2項の規定により知事が別に定める額の入館料

2 委託の相手方

鹿児島市住吉町1番3号
株式会社芙蓉商事

3 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

鹿児島県告示第598号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成30年5月25日

鹿児島県知事 三反園訓

1 歳入の種類

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例（平成14年鹿児島県条例第69号）別表に定める駐車場使用料

2 委託の相手方

鹿児島市西田三丁目10番25号
東洋警備株式会社

3 委託期間

平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31日まで

鹿児島県告示第599号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成30年 5 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所

薩摩郡さつま町鶴田字水洗4854番，4856番

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は，択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第600号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により，次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成30年 5 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 解除予定保安林の所在場所

大島郡与論町大字立長字宮利2556番 3（次の図に示す部分に限る。），字茶泊り2963番 4

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

土地改良事業用地とするため

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び与論町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第601号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成30年 5 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
フルーツ調剤薬局	南九州市川辺町平山5857番地 1	平成30年 5 月 1 日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第602号

薩摩川内市久見崎町242番地 榎並芳道及び薩摩川内市久見崎町337番地 5 榎並貞信からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項におい

て準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成30年 5 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市川内区域（川内市漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主としてきびなご流網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第603号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成30年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成30年 5 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
鹿児島市	鹿児島市武岡六丁目の全部並びに南新町，南郡元町，宇宿町，宇宿一丁目，郡元町，武岡一丁目，武岡二丁目，武岡三丁目，紫原五丁目及び紫原七丁目の各一部	平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31 日まで
鹿屋市	鹿屋市南町，下高隈町，吾平町下名及び吾平町麓の各一部	平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31 日まで
指宿市	指宿市十町，十二町及び大牟礼三丁目の各一部並びに大牟礼一丁目及び大牟礼二丁目の各全部	平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31 日まで
西之表市	西之表市西之表及び住吉の各一部	平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31 日まで
垂水市	垂水市中俣の一部	平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31 日まで
奄美市	奄美市笠利町用，笠利町川上，笠利町和野，笠利町屋仁，名瀬根瀬部，名瀬西仲勝，名瀬知名瀬，名瀬長浜町，住用町摺勝，住用町東仲間及び住用町役勝の各一部	平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31 日まで
三島村	三島村黒島の一部	平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31 日まで
十島村	十島村口之島の一部	平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31 日まで
錦江町	錦江町田代麓の一部	平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31 日まで
南大隅町	南大隅町根占川北及び佐多馬籠の各一部	平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31 日まで
肝付町	肝付町後田の一部	平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31 日まで
中種子町	中種子町納官及び増田の各一部	平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31 日まで
南種子町	南種子町平山の一部	平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31 日まで
大和村	大和村大金久，戸円及び大和浜の各一部	平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31 日まで
宇検村	宇検村生勝，阿室及び名柄の各一部	平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31 日まで
瀬戸内町	瀬戸内町古志，古仁屋，清水，勝能，嘉徳，篠	平成30年 4 月 1 日から

	川，西阿室及び伊須の各一部	平成31年 3 月 31 日まで
龍郷町	龍郷町浦，瀬留及び嘉渡の各一部	平成30年 4 月 1 日から 平成31年 3 月 31 日まで
喜界町	喜界町川嶺，山田，羽里，小野津，城久及び湾の各一部	平成30年 4 月 1 日から 平成31年 3 月 31 日まで
徳之島町	徳之島町白井，亀津，神之嶺及び山の各一部	平成30年 4 月 1 日から 平成31年 3 月 31 日まで
天城町	天城町浅間，天城及び瀬滝の各一部	平成30年 4 月 1 日から 平成31年 3 月 31 日まで
伊仙町	伊仙町面縄及び目手久の各一部	平成30年 4 月 1 日から 平成31年 3 月 31 日まで
知名町	知名町田皆，久志検及び赤嶺の各一部	平成30年 4 月 1 日から 平成31年 3 月 31 日まで

鹿児島県告示第604号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により指宿市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので，同条第2項の規定により，次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年 5 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 指宿都市計画特別用途地区
 - (2) 名称 スポーツ・レクリエーション地区
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成30年 5 月 25 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
複写機用再生紙（A4判） 9式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年 3 月 23 日
- 4 落札者の氏名及び住所並びに落札金額
 - (1) トップラン・フォームズ株式会社鹿児島営業所
鹿児島市住吉町12番11号
1箱（2,500枚入り）当たりの単価1,193.4円（鹿児島市地区分），1,193.4円（南薩地区分）
 - (2) 株式会社大黒紙店
薩摩川内市向田本町14番7号
1箱（2,500枚入り）当たりの単価1,186.92円（日置・串木野地区分）
 - (3) 株式会社文友社
薩摩川内市大小路町8番15号
1箱（2,500枚入り）当たりの単価1,170.72円（薩摩地区分），1,170.72円（始良・伊

佐地区分），1,516.32円（熊本地区分）

- (4) 株式会社六宝堂
鹿屋市西原四丁目10番20号
1箱（2,500枚入り）当たりの単価1,166.4円（曾於地区分），1,166.4円（肝属地区分）
 - (5) 有限会社鹿児島事務機商会
鹿児島市甲突町12番18号
1箱（2,500枚入り）当たりの単価1,944円（大島地区分）
- 5 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成30年 2 月 6 日

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により，物品等の購入について，次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成30年 5 月 25 日

鹿児島県農業開発総合センター所長 松元良夫

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量
製茶機械（生葉調整棟及び緑茶試験工場棟内整備機械） 一式
- (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって，当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法，時期，場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは，次に掲げるところにより，資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け，入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して，直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成30年 5 月 25 日から同年 6 月 13 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県農業開発総合センター管理部総務管理課
南さつま市金峰町大野2200番地 郵便番号 899-3401

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成30年 7 月 5 日午前11時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年 7 月 5 日 午後 2 時
イ 場所 鹿児島県農業開発総合センター 2 階中会議室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。

(7) 入札説明会の開催日時及び場所

ア 日時 平成30年 6 月 8 日午後 2 時
イ 場所 (2)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 仮契約の締結

本物品等の購入に係る契約の締結については、鹿児島県議会（以下「議会」という。）の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

- (1) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、落札者が地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は、契約担当者は仮契約を解除することができる。
- (2) (1)により仮契約を解除した場合は、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

13 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県農業開発総合センター管理部総務管理課
南さつま市金峰町大野2200番地 郵便番号 899-3401
電話番号 099-245-1081
ファックス番号 099-245-1102

14 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

15 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
Green Tea Manufacturing Machine:1set
- (2) DELIVERY PERIOD:

- Specified in the tender explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the tender explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
11:00 a.m. 5 July 2018
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Management Department general affairs Division
Kagoshima Prefectural Institute for Agricultural Development
2200 Kinpouchoono, Minamisatsuma City, Kagoshima Prefecture 899-3401 Japan
TEL 099-245-1081
FAX 099-245-1102
-

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成30年 5 月 25 日

鹿児島県農業開発総合センター所長 松元良夫

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量
製茶機械（茶再製加工実験室棟内整備機械） 一式
- (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成30年 5 月 25 日から同年 6 月 13 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県農業開発総合センター管理部総務管理課
南さつま市金峰町大野2200番地 郵便番号 899-3401

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成30年 7 月 5 日午前11時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年 7 月 5 日 午後 2 時 30 分
イ 場所 鹿児島県農業開発総合センター 2 階中会議室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。

(7) 入札説明会の開催日時及び場所

ア 日時 平成30年 6 月 8 日午後 2 時
イ 場所 (2)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 仮契約の締結

本物品等の購入に係る契約の締結については、鹿児島県議会（以下「議会」という。）の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

- (1) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、落札者が地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は、契約担当者は仮契約を解除することができる。
- (2) (1)により仮契約を解除した場合は、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

13 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県農業開発総合センター管理部総務管理課
南さつま市金峰町大野2200番地 郵便番号 899-3401
電話番号 099-245-1081
ファックス番号 099-245-1102

14 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

15 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
Green Tea Manufacturing Machine:1set
- (2) DELIVERY PERIOD:

- Specified in the tender explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the tender explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
11:00 a.m. 5 July 2018
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Management Department general affairs Division
Kagoshima Prefectural Institute for Agricultural Development
2200 Kinpouchoono, Minamisatsuma City, Kagoshima Prefecture 899-3401 Japan
TEL 099-245-1081
FAX 099-245-1102

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 5 月 25 日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

鹿児島県人事委員会規則第 4 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鹿児島県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「明治維新150周年総括監」を「子育て・高齢者支援総括監」に、「土木監 次長」を「土木監 次長 明治維新150周年総括監」に、「総括工事監査監」を「競技力向上等総括監 総括工事監査監 参事（子育て・高齢者支援担当）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会公告

警備員等検定合格者審査実施公告

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第 5 条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第 6 条の規定により、鹿児島県公安委員会が行う審査（学科試験及び実技試験を受験する者に限る。以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

平成30年 5 月 25 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

1 検定合格者審査の種別及び級並びに当該種別及び級に応じた資格

(1) 空港保安警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧規則」という。）第 1 条第 1 項の表に規定する空港保安警備（次号において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第 2 項に規定する 1 級に係るもの（以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者

(2) 空港保安警備業務に係る 2 級の検定合格者審査

空港保安警備に係る旧 1 級検定又は旧検定であって旧規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級に係るもの（以下「旧 2 級検定」という。）に合格した者

(3) 施設警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する常駐警備（次号において「常駐警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者

(4) 施設警備業務に係る 2 級の検定合格者審査

- 常駐警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者
- (5) 交通誘導警備業務に係る 1 級の検定合格者審査
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する交通誘導警備（次号において「交通誘導警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者
- (6) 交通誘導警備業務に係る 2 級の検定合格者審査
交通誘導警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者
- (7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 1 級の検定合格者審査
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する核燃料物質等運搬警備（次号において「核燃料物質等運搬警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者
- (8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 2 級の検定合格者審査
核燃料物質等運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者
- (9) 貴重品運搬警備業務に係る 1 級の検定合格者審査
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する貴重品運搬警備（次号において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者
- (10) 貴重品運搬警備業務に係る 2 級の検定合格者審査
貴重品運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者
- 2 検定合格者審査の申請の対象者
検定合格者審査は、次に掲げる条件のいずれも満たさない者について行う。
- (1) 旧検定に合格した警備員であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して 1 年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧規則第 12 条第 1 項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して 1 年以上であるもの
- 3 検定合格者審査の実施日時及び場所
- (1) 実施日時
平成30年 6 月 28 日（木）午前 9 時から午後 1 時までとする（午前 8 時 30 分までに当該旧検定合格証を持参の上、鹿児島県警察本部 1 階正面玄関ロビーに集合すること。）。
- (2) 実施場所
鹿児島県警察本部 3 階 302 会議室（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号）
- 4 検定合格者審査の方法
- (1) 1 級の検定合格者審査
- ア 学科試験
- ㏍ 科目
- a 警備業務に関する基本的な事項
- b 法令に関すること。
- c 警備業務の実施に関すること。
- d 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (イ) 問題数
10 問
- イ 実技試験
- ㏍ 科目
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (イ) 内容
徒手の護身術の基本動作を 2 種類実施
- (2) 2 級の検定合格者審査
- ア 学科試験
- ㏍ 科目
- a 警備業務に関する基本的な事項
- b 法令に関すること。
- c 警備業務の実施に関すること。

d 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 問題数

10問

イ 実技試験

(ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を1種類実施

(3) 各級とも学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

5 提出書類

(1) 検定規則に規定する審査申請書（検定規則別記様式。以下「審査申請書」という。）
1通

(2) 住所地を疎明する書面（鹿児島県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧規則第8条の規定に基づく合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けた者で、県内に居住するものに限る。） 1通

(3) 営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けた者で、県内の営業所に属する警備員に限る。） 1通

(4) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1葉

(5) 旧検定合格証の写し 1通

(6) 審査手数料 4,700円（4,700円分の鹿児島県収入証紙を審査申請書に貼付して提出すること。）

なお、審査申請書を受け付けた後は、審査手数料は返還しない。

6 申請先

申請先については、次に掲げるとおりとする。

(1) 県内に居住し、県内の営業所に属する警備員
住所地又は営業所の所在地を管轄する県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(2) 県内に居住し、県外の営業所に属する警備員
住所地を管轄する県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 県外に居住し、県内の営業所に属する警備員
営業所の所在地を管轄する県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(4) 県外に居住し、県外の営業所に属する警備員で、鹿児島県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けているもの
県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

7 申請方法

受審者本人が6の申請先に直接持参により、平成30年6月11日（月）から同月15日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに行うこと。

なお、受審希望者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。

8 合格者の発表及び成績証明書の交付

(1) 合格者の発表は、検定合格者審査当日、検定合格者審査の実施場所において行う。

(2) 検定合格者審査当日、合格者には検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

9 その他

受審希望者は、1の(1)から(10)までの検定合格者審査のうち、いずれかの審査についてのみ申請することができる。

10 審査に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）